10　その他

⑴　特定建設工事共同企業体の名称は、「利賀ダム豆谷橋梁上部その２工事△△・□□特定建設工事共同企業体」とする。

⑵　当該工事に係る競争に参加するためには、開札の時において、特定建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告（建設工事）」に示すところにより競争参加資格の確認を受けていなければならない。

競争参加者の資格に関する公示

福岡第２法務総合庁舎⑵⑹設計業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

平成 26 年９月 12 日

九州地方整備局長　金尾　健司

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　40

1　業務概要

⑴　業務名　福岡第２法務総合庁舎⑵⑹設計業務（電子入札対象案件）

⑵　業務内容　本業務は、福岡第２法務総合庁舎の新築に係る設計業務を行うものである。

⑶　履行期限　平成28年６月30日

2　申請の時期

⑴　平成26年９月16日から平成26年９月22日までの土曜日、日曜日及び祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。））を除く毎日。

なお、平成26年９月24日以降当該業務に係る技術提案書の提出期限まで（休日を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、当該提出期限までに審査が終了せず、技術提案書を提出できないことがある。

⑵　構成員の一部が指名停止措置を受けた場合で残余の構成員が新たに設計共同体を結成する場合は、平成26年11月26日まで申請の提出を受け付ける。

また、平成26年９月22日までに参加表明書の提出を行うこと。

3　申請の方法

⑴　申請書の入手方法　「競争参加資格審査申請書（建設コンサルタント業務）」（以下「申請書」という。）は、当該業務の説明書と併せて交付する。

入手方法については、当該業務の「公募型プロポーザル方式に係る手続き開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））」（平成26年９月12日付け支出負担行為担当官九州地方整備局長）５⑵を参照すること。

⑵　申請書の提出方法　申請者は、申請書に○○・△△設計共同体協定書（４⑷の条件を満たすものに限る。）の写しを添付し、持参又は郵送等（書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期限内必着。以下同じ。）により提出すること。

提出場所：〒812―0013 福岡市博多区博多駅東２―10―７　九州地方整備局総務部契約課調査係　電話092―471―6331（内線2521、2522）

⑶　申請書等の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

4　設計共同体としての資格及びその審査

次に掲げる条件を満たさない設計共同体については、設計共同体としての資格がないと認定する。それ以外の設計共同体については、「競争参加者の資格に関する公示」（平成26年３月31日付け国土交通大臣官房地方課長、国土交通大臣官房官庁営繕部管理課長。以下「平成26年３月31日付け公示」という。）６（測量・建設コンサルタント等業務）の⑴から⑷までに掲げる項目について総合点数を付与して設計共同体としての資格があると認定する。

⑴　組合せ　構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとするものとする。

①　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

②　国土交通省九州地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成25・26年度建築関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。

③　国土交通省九州地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し指名停止等を受けていないこと。

④　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注の建設コンサルタント業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑤　建築士法（昭和25年５月24日法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

⑥　平成26年３月31日付け公示５（測量・建設コンサルタント等業務）の①から⑤までに該当しない者であること。

⑵　業務形態

①　構成員の分担業務が、業務の内容により、○○・△△設計共同体協定書において明らかであること。

②　一の分担業務を複数の企業が共同して実施することがないことが、○○・△△設計共同体協定書において明らかであること。

⑶　代表者要件　構成員において決定された代表者が、○○・△△設計共同体協定書において明らかであること。

⑷　設計共同体の協定書　設計共同体の協定書が、「建設コンサルタント業務等における共同設計方式の取扱いについて」（平成10年12月10日付け建設省厚契発第54号、建設省技調発第236号、建設省営建発第65号）の別紙１に示された「○○・△△設計共同体協定書」によるものであること。

5　一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体の取扱い

４⑴②の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体も２及び３により申請をすることができる。この場合において、設計共同体としての資格が認定されるためには、４⑴②の認定を受けていない構成員が４⑴②の認定を受けることが必要である。また、この場合において、４⑴②の認定を受けていない構成員が、当該業務に係る技術提案書の提出の時までに４⑴②の認定を受けていないときは、設計共同体としての資格がないと認定する。

ただし、２⑵による場合は、特定通知を受けるまでには設計共同体としての資格の認定を受ける必要がある。

6　資格審査結果の通知

「競争参加資格認定通知書」により通知する。

7　資格の有効期間

６の設計共同体としての資格の有効期間は、設計共同体としての資格の認定の日から本業務に関わるその２業務が完了する日までとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。

8　その他

⑴　設計共同体の名称は、「福岡第２法務総合庁舎⑵⑹設計業務○○・△△設計共同体」とする。

⑵　当該業務に係る特定手続に参加するためには、技術提案書の提出の時において、設計共同体としての資格の認定を受け、かつ、当該業務の「公募型プロポーザル方式に係る手続の開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））」（平成26年９月12日付け支出負担行為担当官　九州地方整備局長）に示すところにより技術提案書の提出者として選定されていなければならない。

ただし、２⑵による場合は、特定通知を受けるまでには設計共同体としての資格の認定を受ける必要がある。

招　請

意見招請に関する公示

次のとおり調達物品の仕様書案の作成が完了したので、仕様書案に対する意見を招請します。

平成 26 年９月 12 日

支出負担行為担当官

横浜税関総務部長　前川　信隆

◎調達機関番号　015　◎所在地番号　14

1　調達内容

⑴　品目分類番号　20

⑵　購入等物品及び数量

横浜税関30メートル型広域監視艇１隻